

愛知地方最低賃金審議会第 1 回検討小委員会 議事要旨

日 時 令和 4 年 7 月 13 日(水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階北大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 2 名

(労働者代表委員) 3 名

(使用者代表委員) 3 名

(事 務 局) 6 名

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) その他

議事要旨

・労使双方委員の意見を踏まえ、検討小委員会は非公開、議事録も非公開とし、議事要旨のみを公開することとされた。

議題(1)について

・事務局から令和 4 年 3 月 30 日、日本労働組合総連合会愛知県連合会より、愛知県特定最低賃金 7 業種の改正及び愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金新設の意向表明がなされ、同年 6 月 27 日、染色整理業最低賃金の改正及び愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金新設を除く、特定最低賃金 6 業種に関する改正申出書の提出があった旨、説明があった。

・労働者代表委員から、

- ① 特定最低賃金は法に基づいた企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、交渉手段を持たない未組織労働者への波及による賃金格差是正や、公正競争確保を通じた産業全体の健全な発展・人材確保につながる労使双方にとって重要な意義・目的を有している。
- ② 今回申出の 6 業種は全て各産業の労使合意での申出である「労働協約ケース」であり重く受け止められたい。2 業種についても申出を行わないことに合意を得ている。
- ③ 審議においてはヒアリングを行いながら主張していきたい。

との冒頭説明の後、申出 6 業種に係る要求根拠と当該産業を取り巻く状況について資料を基に補足説明があった。

・使用者代表委員から、

愛知において、その産業が特定最低賃金と設定することが必要であるかどうか、なぜ必要であるかということ、きちんと判断した上で検討していきたい。

との主張があった。

・委員長からは、「鉄鋼業」は審議の結果、労使双方の意見が一致したので、改正の必要性ありと整理し、残る「はん用機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「精密機械器具製

造業」、「電気機械器具製造業」、「自動車(新車)小売業」の5業種については次回以降に具体的な審議を行うこととして継続審議とされた。

議題(2)について

- ・事務局から次回の第2回目は、7月26日(火)午後1時30分から2階北大会議室で予定しているとの説明が行われた。

(令和4年7月13日)愛知地方最低賃金審議会

第1回検討小委員会 議事要旨